

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 1 0 月定例会

議案資料

# 目 次

## 議案第40号 資料 【上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について】

◇要旨	1
◇新旧対照表（別紙1）	2
◇旧第4号様式（別紙2）	3

## 議案第 40 号

「上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」要旨

### 1 趣 旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の施行に伴い、所要の改正を行う。

### 2 内 容

奨学金貸与事業に係る消費貸与契約書について「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」が創設されたことにより、本措置を適用するため、規定の整備を行う。（第 4 号様式、第 4 号様式の 2 関係）

※別紙 1 「新旧対照表」、別紙 2 「旧第 4 号様式」参照

### 3 施行期日

公布の日

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成 2 年上尾市教育委員会規則第 1 号）の新旧対照表（傍線の部分は、改正部分）

現 行	改 正 案
<p>第 1 条～第 11 条（略） （借受手続）</p> <p>第 12 条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、借用書（<u>第 4 号様式</u>）に在学証明書を添えて、4 月 30 日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第 13 条（略）</p> <p>（貸付額の増額）</p> <p>第 13 条の 2 条例第 9 条第 1 号に掲げる奨学金の貸付額が増額され、かつ、その貸付額の増額が既に奨学金の貸付けを受けている者に係る貸付額について適用される場合において、奨学生が貸付額の増額を申請しようとするときは、奨学金貸付額増額申請書（第 8 号様式）に借用書（<u>第 4 号様式</u>）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第 1 条～第 11 条（略） （借受手続）</p> <p>第 12 条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、借用書（<u>第 4 号様式の 2</u>）に在学証明書を添えて、4 月 30 日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第 13 条（略）</p> <p>（貸付額の増額）</p> <p>第 13 条の 2 条例第 9 条第 1 号に掲げる奨学金の貸付額が増額され、かつ、その貸付額の増額が既に奨学金の貸付けを受けている者に係る貸付額について適用される場合において、奨学生が貸付額の増額を申請しようとするときは、奨学金貸付額増額申請書（第 8 号様式）に借用書（<u>第 4 号様式の 2</u>）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p>

## 上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成 2 年上尾市教育委員会規則第 1 号）の旧第 4 号様式

第 4 号様式(第 6 条、第 12 条、第 13 条の 2 関係)

印 紙

借 用 書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

住所

借 受 人又は奨学生

氏名

㊦

住所

保 護 者  
(親 権 者)

氏名

㊦

私は、入学準備金・奨学金の貸付けを受け、下記の金額を借用しました。この金額は、上尾市入学準備金・奨学金貸付条例及び上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則に従い、滞りなく返還することを誓約します。

記

借 用 金 額 \_\_\_\_\_ 円

上記の借用金額に係る債務について、不履行その他不都合の行為があるときは、連帯保証人がその責に任じます。

連帯保証人

住所

氏名 \_\_\_\_\_

㊦